時事新報

明治十九年二月六日　土曜日
舊丙戌正月三日（丁、酉）
日出午前六時五十八分　日入午後五時三十一分
月出午前七時五十四分　月入午後七時二十八分
滿潮午前七時十二分　午後七時二十七分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金一錢〇三箇月前金九十錢〇六箇月前金一圓八十錢〇一箇年前金三圓五十錢〇一箇年金大錢五十錢〇郵税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇右ニ掲グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達ス（但本社ヨリ直接遞送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横須賀　從新奈川至小田原驛　高崎　七海　大阪
京都　大津　神戸　尾ノ道　馬關　山　笠　岡　寶　山　廣島
和歌山　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
仙臺　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
宇都宮　前橋　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
鎌ケ谷　館林　杉戸　幸手　久喜　粕壁　宿　千葉　登戸
川越　熊谷　佐倉　東金　市川　八幡　船橋

右ノ外地方賣捌所ニ於テハ遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一回限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
一行十行	十錢	八錢	七錢五厘	七錢	六錢五厘
五十行以上	九錢	七錢五厘	七錢	六錢五厘	六錢
百行以上	八錢	七錢	六錢五厘	六錢	五錢五厘
三百行以上	七錢	六錢五厘	六錢	五錢五厘	五錢

時事新報

殖産に適當の方便を促がす

目下我が日本國殖産の有樣にては遂には税源の涸るゝみとは來さゞるやと我輩の甚だ心配する所にして前號の紙上に記したる事を陳べたりしが尚は一歩を進めて深く心配すれば其の憂は獨に記したるものに止まらざるが如し抑も一國の殖産は國民の心身の働より出るものゝみにて智識を助るものゝ資本なりとすれば殖産は本は智惠と資力と金との三者に在りと云て可なり然るに爰に不幸なる哉我國官尊民卑の積弊は容易に取除く可きに非ず、人の經營を妨ぐるもの少なからず勢の然らしむるものとも云ふ可き次第にして今日の如く平民の社會が卑賤にして工商が常に屈を作りても學者家が藝術と學び得ても之に由りて肉體の快樂を得るは兎も角もあれども人生の最も重んず所の名譽體面と張るの機會なきが故に苟も自尊自重の精神を抱きて卑屈もなく人の下風に立つことを好まざる者は獨國交通の便利に乘じて海外に寄留するが如きは時宜次第にても一度び去て終に歸らざる者もあるべし近來海外の壯年輩が頗りに米國に移り其數は年々十四五萬に下らず該人の計算に據れば一名に付き千ドルまで其教育費等の費用を金に積れば一名に付き千五百圓より少なからず即ち獨逸國の費を去て他の者が米國に行くは各千五百圓金と携へ去るに異ならず其數と十四萬とするも獨逸國の資本二億一千萬圓と海外に移すものなりとの論あり尋常一樣の人民にても斯の如し况んや今立國の基礎とも稱すべき富豪又は學藝の士人が海外に去るとありては甚だ淋しき次第ならずや我國官尊民卑を云ふ議論と離れて唯利益上より論ずるも昨今の有樣にては日本の資本は誠に海外に流出するは遂に已む可らざる勢にて國債の増進する如く日本の資本家は金の用法なきに苦しみ唯差向の利益に敏にして外國の公債證書を買入れ其利子次第に騰貴して七分利付の公債證書を日本にて買ふより英國の公債證書又は土耳古等の公債證書を買ふ方が利益多くして或は日本の政府の公債證書も七分利付價格百十二三にて兩所に買物のあることにして爰に至りて

の安心も大丈夫なればとて之に着目する者あしと云ふ可らず斯の如くんば則ち富豪學者輩は外國行にわらずして資本金の外國行なるが故に其事は至極簡單にして世間の耳目にも觸れず容易に行はるゝことならん一個人の利害と外にして永遠に國の財政上より見れば面白からぬ事にてそわれ、本來一國の勞力社會は上流の智惠と資本との下に役せられて殖産の繁盛を致す可き者なるに今その智惠も資本も國と去らんとするの勢なり下流の力役者は何に依りて衣食を可きや現に目下の慘狀を見れば機織の婦人夕炊婦に雇はれ染物の職工が人力車を挽く等倔強の腕前ある職人輩にして其實力役の業を執り自分一人の口を養ふにも足らざる者多し全國の人力車は凡そ二十二萬餘の數ありて實に街道を往來するものは其三分一にも足らず即ち十四五萬の人力車夫は路傍に閑居して客を待つために時を費す者なりむしの萬里の長城長しと雖ども今のパナマの運河深しと雖ども日に十四五萬の人夫と役するものと計算したらバ其工事決して難きにあらず我輩は目下客待の人力車夫を役して此工事と請合せんと欲する者なり智惠ありて智惠の用を爲さず、資本ありて資本の功なく、勞力亦その働を施すに處を得ず三者相互に背きて日に月に離散の端を深くするは正に今日の有樣にして之を救ふの方策は朝野士人の最も等閑にせざる所にして其説も少なからずと雖ども我輩は多言を要せざる唯全國一般に土木の工業を起その一策あるのみ目下の急を救ふには人を役して貨錢を拂ふ仕事なればその種類を擇ばず何事にても可なり流石に穴を掘りて穴を埋るが如き土工も無益ならんなれば後年の利害を謀りて差向は不急なりと思ふことにても多年の後に利益の収むべき見込ある事は斷じて之に着手して顧慮するに及ばざることゝ信ずるなり例へば京都府にて琵琶湖疏水の如き其一例にして他各地方にても橋梁堤防等の工事ある場所には自から金融も活潑にして人民の困難甚だしからざるは事實に明白なる證據なれば今その區域を廣大にして尋常の橋梁堤防の外に更に新に鐵道の工事を起し巨額の資金を一時に費して不景氣挽回の機轉を促がすは今日の急須なるべし其着手に就き國庫に金の不都合あらば外債と募集して容易に辨ずべし或は外債を不愉快なりとて嫌ふ者もあるべし金を借るは之を貸すの愉快に若かずと雖ども今のまゝに差置くときは兼て資本の乏しき日本國の其資本が商況不景氣のために出て外國に出んとする傾向の今日、何ぞ外債と忌み嫌ふの餘裕あらんや即ち外資を内に入るゝは内資の外出を防ぐの一法として視るも可なり斯の如くして商況を一轉したらバ始めて金融の道を開き始めて殖産の業を起し智惠も資本も勞力も漸く其働を伸ばすの場合に至るべし或は官尊民卑のために民業の起らざるは實に氣の毒なる次第なりと雖ども何は兎もあれ今の困難と救ふには先づ殖産の社會に生氣を與ふるの一事至急の急務にして遂に國勢の上に於て嘆息に堪ふる所ある可きなり

官報

○布告第二號
明治十二年（三月）第十一號布告萬國郵便聯合條約ノ儀同十八年三月葡萄牙國里斯本府郵便大會議ニ於テ別冊改正議決ノ通本年四月一日ヨリ施行ス（別冊略ス）

明治十九年二月二日

奉勅
內閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨
遞信大臣榎本武揚

○布告第三號
明治十八年三月葡萄牙國里斯本府郵便大會議ニ於テ萬國郵便爲替約定ニ加入シ別冊萬國郵便爲替巴里府約定及ヒ里斯本府追加書ノ通本年四月一日ヨリ施行ス（別冊略ス）

明治十九年二月二日

奉勅
內閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨
遞信大臣榎本武揚

○達第一號
宮內省官制ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年二月四日

奉勅
宮內大臣伯爵伊藤博文
省院廳府縣

宮內省官制

宮內大臣　帝室ノ事務ヲ總判シ宮中職員皇族職員ヲ統督シ華族ヲ管理スルコトヲ掌ル　宮內次官　一人、勅任　大臣ヲ補ケ省務ヲ整理ス大臣事故アルトキハ之ヲ代理スルコトヲ得　書記官　六人、奏任　秘書官　一人、奏任　屬　判任○內事課　課長　一人、書記官ヲ以テ之ニ充ツ　省內庶務ヲ掌ル　課次長　一人、書記官ヲ以テ之ニ充ツ○外事課　課長　一人、書記官ヲ以テ之ニ充ツ　帝室外交ノ事ヲ掌ル　課次長　一人、書記官ヲ以テ之ニ充ツ○侍從職　侍從長　一人、勅任　常侍奉仕シ及侍從內豎ヲ監督スルコトヲ掌ル　侍從　奏任　常侍奉仕ス　侍從試補　奏任　內豎　屬　判任○式部職　長官　一人、勅任　帝室ノ祭典儀式雅樂ノ事ヲ總掌ス　次官　一人、勅任　式部官　奏任　禮式ヲ掌ル　屬　判任　掌典長　一人、勅任　掌典　奏任　祭典ヲ掌ル　掌典補　判任　雅樂長　一人、式部官掌典ノ內ヨリ之ヲ兼ヌ　式部長官ニ屬シ雅樂師長以下ヲ監督ス　雅樂師長　一人、奏任　雅樂師副長　一人、奏任　雅樂師　判任　雅樂手　判任　雅樂生　等外○皇太后宮職　大夫　一人、勅任　亮　一人、奏任　屬　判任　皇后宮職　大夫　一人、勅任　亮　一人、奏任　屬　判任○大膳職　大夫　一人、勅任　御膳及宴饗賜饌ノ事ヲ掌ル　亮　一人、奏任　屬　判任　內膳寮　頭　一人、奏任　帝室財務ノ事ヲ掌ル　權頭　奏任　助アレハ之ヲ置カス　助　一人、奏任　權助　一人、勅任　帝室財務ノ事ヲ掌ル　奏任　助アレハ之ヲ置カス　屬　判任○主殿寮　頭　一人、勅任　宮殿管轄鋪設器具及宮門管鑰防火警戒ノ事ヲ掌ル　權頭　奏任　頭アレハ之ヲ置カス　助　一人、奏任　權助　奏任　助權助ノ內一人京都出張所長ニ充ツ　屬　判任　舍人　判任　宮中ノ使役ニ服ス　仕人　等外　內舍人　判任官ノ內ヨリ之ヲ兼ス　式場ノ使役ニ服ス　門監　判任　宮門ノ開閉ヲ監ス　門監補　判任　門部　等外　門監ノ指揮ヲ受ケ宮門ノ出入ヲ檢察ス　消防監　判任　宮中防火ノ事ヲ掌ル　消防監補　判任　消防手　等外○圖書寮　頭　一人、勅任　帝室ノ記錄圖書及寶器美術保存ノ事ヲ掌ル　權頭　奏任　頭アレハ之ヲ置カス　助　一人、奏任　權助　奏任　助アレハ之ヲ置カス　屬　判任○內匠寮　頭　一人、勅任　帝室ノ土木工匠及庭園ノ事ヲ掌ル　權頭　奏任　頭アレハ之ヲ置カス　助　一人、奏任　權助　奏任　助アレハ之ヲ置カス　屬　判任　匠師　判任　匠手　判任　匠手補　等外○主馬寮　頭　一人、勅任　馬匹ノ調習飼養車輿乘具ノ事ヲ掌ル　權頭　奏任　頭アレハ之ヲ置カス　助　一人、奏任　權助　奏任　助アレハ之ヲ置カス　屬　判任　獸醫　判任　馬醫　判任○諸陵寮　頭　一人、奏任　諸陵ノ事ヲ掌ル　權頭　奏任　頭アレハ之ヲ置カス　助　一人、奏任　權助　奏任　助アレハ之ヲ置カス　屬　判任　守長　等外　守部　等外○御料局　長官　一人、勅任　帝室財產ノ事ヲ掌ル　主事　一人、奏任　主事補　二人、奏任　屬　判任○侍醫局　長官　一人、勅任　侍醫局ノ事務ヲ總掌ス　侍醫　勅任又ハ奏任……

……八奏任　診候及御服調度及宮中……判任　屬　判任○……侍醫……ノ事ヲ掌ル　判任○皇……ノ家事ヲ掌ル

○敍任　判任　明治……
兼任東京大學教……
任內務權大書記……
任一等警視　內……

雜報

○東京府癲狂院　東京府癲狂院は……野公園地內にありしが……新築したるは……と四棟に區別し……其第一第二區は……と容るゝものと……を雜居せしめ……區は大合室二……之別に遊歩場……む又院長は毎日……夜の病狀等……定す其他役員……記四名看護人……直して患者の……間は一區室毎に……書となさしむ又……して入院患者の……名自費三十五名……貴患者中にて……れば新奇の發明……其功を奏せざ……者は自ら下等……